

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）活用シート

1. 交付対象事業の名称等

交付対象事業の名称	
全天候型子どもの遊び場整備事業	
事業分野（大項目）	事業分野（詳細）
地方への人の流れ	②移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野
事業実施期間	
2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで	
支援対象者	支出方法
子育て世帯、こども（概ね12歳以下）や保護者（祖父母なども含む）	建物改修工事費

2. 交付対象事業の概要

本事業は、前項で挙げた課題解決に向けて子育て支援施策の充実を図り、子育て世帯やそのこどもたち、若者世代の移住促進を進めることを目的に、坂井市に不足している天候に左右されずこどもたちが楽しく・安全に遊ぶ、保護者を始めとした家族が安心して遊ばせることができる、全天候型の子どもの遊び場を整備するものである。 全天候型の遊び場整備により、天気や気候にとらわれないこどもや親の居場所確保ができるだけでなく、施設の利用促進が進めば新たな賑わい創りの起点となり、交流人口の増加や地域振興などにも寄与することが期待でき、その結果、子育て世帯や若者世代に対する坂井市の魅力向上に繋がるなど、課題としている移住促進に向けて重要な位置づけとなる事業である。	
【整備施設】 ① 整備箇所 ・市中央となる坂井町の屋内スポーツセンターを全面的改修し屋内遊戯施設とする ※ 坂井屋内スポーツセンター詳細 ： 平成2年竣工、鉄骨造平屋建て、延べ床面積 A=1,927㎡ ・当該施設の改修とした理由として、①市の中央に位置し市内全域から来訪しやすいこと、②既存施設を利用することで用地取得や造成費などが不用となること、③近隣にスポーツ施設があるため駐車場を共用利用できることなどから、既存施設の利活用による整備を行うこととした。（②整備方針も参照） ② 整備方針 ・大勢のこどもたちが遊べるような広さと、その利用者が駐車可能な駐車場は必須 ・既存施設を活用することで整備コストを抑える ・当市は東西に長い地理的特徴があるため、東西いずれかに寄ると反対方面からの利用がしづらくなることから、できる限り市の中央に整備する ・遊具を並べるだけの施設でなく、本施設ならではの遊具を整備する ・インクルーシブ遊具の導入など、障がいの有無にかかわらず誰でも楽しめる施設とする ・施設コンセプトは「坂井市でわくわく・どきどき」とする ・コンセプトに合わせた「日本海・坂井平野・竹田の山」の3エリアに分け、各自然をモチーフにした遊具整備を行うことで、遊びながら「ふるさと坂井市」を身近に感じ親しんでもらう ③ 整備内容（施設機能） 〔施設全般〕 ・構造 鉄骨一部木造2階建て、延べ床面積 A=2,083.36㎡ ・駐車場 約200台（周辺体育施設と共用） ・対象者 0～12才（小学生以下） ・年間利用者数 約67,000人（見込み） ・供用開始 令和8年3月末を予定 〔主要諸室〕 ・遊戯エリア - 竹田山エリア ・竹田の山（丈鏡山）をイメージし、施設の高さを生かした複合型アスレチック遊具を中心に据えたエリア ・主な対象は6～12才 ・内部から登るほか、2階から内部に入ることもでき、遊具3階から1階に滑り降りるスライダーも設置 ・2階出入口と施設2階との間にはネットを張り、「わくわく・どきどき」を体験できる - 坂井平野エリア ・坂井平野（田んぼ）をイメージし、乳幼児や2歳児程度までの小さいこどもも安心して遊べるエリア ・主な対象は0～3才 ・円形のエリアが2つ連なる形で構成され、周囲は保護者が休むことのできるソファ状にすることで、エリア外からの侵入を防ぎ、エリア内で遊ぶこどもの安全を確保する ・絵本や柔らかい玩具など、乳児や乳幼児向けの物のほか、大型のブロックなど年長児なども楽しむことができるような遊具を配備する - 日本海エリア ・日本海をイメージしたボールプールを中心に、その周りを2階へ繋がるスロープで囲んだエリア ・主な対象は4～8歳 ・スロープの内側はボールプールに向かって傾斜しているすべり台や登坂ロープなど、施設自体が遊具を兼ねた多様な遊びができるエリア ・スロープの中央にはトンネルを設け、その先には洞窟エリアが広がる ・洞窟エリアは2階が高台ネット（ネット遊具）となっており、昇降箇所を設けることで洞窟エリアと高台ネット部を行き来することができる - ボルダリング ・2階東側には、L字型にボルダリングエリアを設置 ・面によって難易度を変えることで、低年齢児から小学生まで楽しむことができる - 静的遊び場 ・施設の南西角に設置し、上記3エリアのように活発に遊ぶことが苦手な子や、静かに遊びたい子向けのエリア ・絵本やごっこ遊び用の玩具などを整備 - インクルーシブ遊具 ・施設中央に、3種類のインクルーシブ遊具を設置し、障がいの有無など関係なく誰もが楽しめる場所を提供する ・静的遊び場の隣には、インクルーシブ砂場を設置し、車いす利用者でも砂遊びを楽しむことができるようにする ・その他エリア - 玄関 ・ベビーカー置き場やコート掛けなど、利用者の使い勝手を考慮しているほか、こども及び大人向けの手洗いも設置 - ロッカールーム ・W300・H450・D515のロッカーを約120個整備 - トイレ ・遊戯エリア奥の男女各トイレには、児童用の便器（小用、大用）も設置するほか、女子トイレにも男児用の小便器を設置し、女性のみで男児を連れてきても対応可とした ・遊戯エリア手前には、ユニバーサルシートを整備した多目的トイレのほか、児童専用トイレを設置し、遊ぶ前にトイレを済ませやすくなるよう配慮した - 更衣室 ・汗をかいたなど着替えを必要とした場合、人目を気にせず着替えが可能な個室タイプの更衣室を設置	

休憩スペース	・テーブルと椅子のほか、座卓を配置した小上がりを設け、小さい子どもでも休憩しやすいスペースとしている
多目的スペース	・約90㎡の多用途に使える部屋 ・ワークショップやイベントでの使用のほか、保育所などの遠足時の休憩場所などに利用可能
クールダウンルーム	・興奮状態のこどもを落ち着かせるためのスペース ・照明の調整など、落ち着ける空間づくりに配慮し
ベビールーム	・おむつ交換台や、個室型の授乳室を用意し、男女関係なく利用可能なスペースを用意 ・おむつ交換台や授乳室は車いすでも利用可能
医務室・サニタリー	・体調不良となった利用者を一時的に休ませたり、吐瀉物や嘔吐物などで汚れたときに衣服や子どもを洗えることができるスペース ・スタッフエリア内に設置することで、不必要な利用を防止する
階段・2階通路	・施設東側の大階段にはすべり台を設置（2列） ・2階通路部分は「見晴らしストリート」として、高い位置から施設全体を見渡すことができる見守りエリアを兼ねる ・2階手摺壁内側を利用した壁遊び（指遊び）を10か所程度用意し、遊べる通路とする
【施設で実施するソフト事業】	
① 利用促進	
・市内の保育園や子育て支援センターなどに施設のPRを行い、遠足やお散歩などでの利用促進を促すことで、こどもやその保護者の個人利用に繋げる	
・施設の管理運営業務において、定期的なワークショップ（月1・2回程度）や季節ごとのイベント開催を業務仕様に加えることで、何度も訪れたくなる施設運営を行う	
② 福祉施策、子育て支援施策との連携	
・市が行う、育児相談会や検診などの新たな実施箇所として本施設の活用を図ることで、施設のPRや利活用促進に努める	
・母子寡婦福祉連合会が実施している、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づく自動販売機を設置することで、子どもの貧困対策にも寄与する	
・市の子育て支援センターなどで受け入れている看護学科生などの現地実習を当施設でも行うことで、より実践的な学びの場として学生の育成支援や、子育て支援への理解を高めてもらう	
③ 地域連携	
・市が包括連携協定締結事業者として協定を結んでいる事業者（地元企業や金融機関、大学、スポーツチームなど）と、事業者ごとの特徴を生かしたワークショップやイベントでの協力を仰ぎ、施設利用者の満足度向上に繋げる。 例：地元金融機関によるこども向けの金融講座（お買い物体験など）、スポーツチームによる体操などのワークショップ、学生も交えた工作や実験などのワークショップ など	
・各種NPO法人や福祉法人など、団体の特徴を生かしたワークショップやイベントの開催など、管理運営受託者と連携しながら行うことで、市民と各団たちとの相互理解を深めてもらうとともに、施設の利用促進を図る 例：こども向けスポーツクラブによるスポーツ主体のワークショップ、子育て支援団体による子育て講座 など	
・地元の高校や中学校の生徒と来訪者による多世代交流の場に利用してもらうことで、生徒たちに子育てへの理解を深めてもらうとともに、坂井市における子育て支援施策の理解を深めてもらい、坂井市で子育てをすることに対する魅力発信を行う	
・県内の保育士を育成する大学と連携し、イベントの実施やイベント時の協力など、学生の活動（実習）の一環として利用してもらうことで、市民に専門課程を学ぶ生徒たちへの理解を深めてもらうとともに、学生にも坂井市における子育て支援施策のPRを行い、将来的な移住促進にも繋げる	
④ 周辺施設との連携	
・近接している図書館と連携し、読み聞かせイベントなどの会場に利用	
・近接している体育施設での大会時やイベント時に、本施設でも企画やイベントを開催することで、体育施設利用者にも施設をPRし、新たな利用者の掘り起こしに繋げる	
⑤ その他	
・県内外の類似施設と提携を図り、職員の相互派遣による研修の実施など、施設職員の資質向上を目指す	
・入館管理に顔認証システムを導入することで、手ぶらでも入館できるなど利用者の利便性向上を図る ※ 当面システムの登録対象は市民のみとし、市外者は発券機による入場券購入での入館を予定	
【その他】	
管理運営においては業務委託を想定しているが、運営条件として、ワークショップやイベントなどを利用者を飽きさせず何度も来訪したくなるような取り組みの実施を課すことで、市と受託者だけでなく産官学等の多様な主体が関与する運営を目指す。	
また、施設の運営面で必要となる利用者の入館管理において、マイナンバーカードを利用した顔認証システムを導入することで、煩雑な受付などを必要としない利用しやすい環境を整えるだけでなく、マイナンバーカードの取得率向上にも寄与する。	
以上の事柄を本事業の軸として取り組むことで、子育て世帯や若者世代に対する市の魅力・満足度向上に繋げ、移住企図者に坂井市を選んでもえるようにすることが、今後の移住促進を進めるために必要不可欠であり、その結果が人口ビジョンの目標達成に繋がる。	

3. 経費の内訳

● 建築物本体工事（不可分となる設備工事）	
建設工事	482,075,000円（内、交付金対象事業経費 447,405,000円）
電気工事	105,010,000円（内、交付金対象事業経費 98,374,000円）
機械工事	72,900,000円（内、交付金対象事業経費 71,248,000円）
● 建築（電気・機械）工事に含む設備整備・用地造成等工事	
建設工事	16,665,000円（内、交付金対象事業経費 16,665,000円）
電気工事	678,000円（内、交付金対象事業経費 678,000円）
機械工事	2,571,000円（内、交付金対象事業経費 2,571,000円）
● 備品購入	
什器類	13,306,000円（内、交付金対象事業経費 13,306,000円）
機器類	9,344,000円（内、交付金対象事業経費 9,334,000円）
玩具類	1,340,000円（内、交付金対象事業経費 643,000円）
インクルーシブ遊具	5,356,000円（内、交付金対象事業経費 5,356,000円）

4. 実施体制

坂井市：整備工事・整備工事監理業務・各種備品購入の発注、施設運営関連業務（管理委託、消防設備点検など）の発注 慣例例規（設置条例など）の整備 建築、電気、機械 各特定建設工事共同企業：各工事の受注・施工 設計事務所：整備工事の監理業務受注・実施 各販売事業者：備品等購入契約の受注・納品 各委託事業者：施設管理運営業務、電気設備管理業務などの受注・実施
